平成２７年（フ）第９３０号
大阪府門真市江端町25番３号
債務者　岡部　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４４号
大阪市旭区大宮１丁目７番５―706号、前住所大阪市浪速区塩草２丁目８番28―708号
債務者　渡邊　直人
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５５号
大阪市平野区加美西１丁目16番７号
債務者　江口　敏明
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６号
東京都武蔵村山市三ツ藤３―45―６安濟方、住民票上の住所東京都清瀬市中清戸３丁目204番地ハイブリッジ清瀬201号
債務者　ミウラ　エピファニア　ナンラビ
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５２号
静岡県浜松市南区白羽町295番地
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
静岡県浜松市南区瓜内町905番地の３
債務者　廣田　美智
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
岡山市北区一宮1178番地５フロイデ201号室
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２号
岡山県倉敷市児島下の町８丁目５番67号
債務者　金山　清志
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４号
東京都あきる野市平沢753番地９
債務者　野武加奈子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
東京都武蔵村山市中央４丁目21番地の１ブラウンブレッド102号
債務者　平野　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３９号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地20棟501号
債務者　上野　和美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１４号
横浜市都筑区池辺町4238番地　グレイス鴨居504
債務者　柳澤　真実
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
横浜市南区中村町２丁目111番地１　アルポンテ103
債務者　内山　博貴
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９２号
横浜市鶴見区駒岡４丁目７番２号　リバーサイドハイツⅢ101
債務者　宮川　和久
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目７番２号　リバーサイドハイツⅢ101
債務者　宮川　亜里
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部